

国立市

(仮称) 国立市人権・平和条例

骨子案の概要

平成 29(2017)年 11 月

名 称

(仮称) 国立市人権・平和条例

前 文

- 国立市は、「人間を大切にする」をまちづくりの基本理念として掲げ、平成12年6月に「国立市平和都市宣言」を行い、すべての施策の根幹に人権と平和の尊重を掲げている。
- 人権の守られないところに平和は存在せず、人権の尊重こそ平和の基礎である。平和とは、単に戦争や紛争がない状態を指すのではなく、差別や偏見、暴力等の人権侵害がなく、人々の心の平和が保たれる状態を言う。
- しかし、今もなお、世界では争いや差別、暴力が絶えず、また、社会においては、生まれた場所、国籍、信条、性別、年齢、しょうがい、疾病、性的指向、性自認等を理由とした様々な人権侵害が存在し、早急に解決すべき課題となっている。
- 私たちは、生まれながらにして自由で平等であり、一人一人が異なる存在であることを理解しなければならない。また、自らと他者の違いを認め尊重し合うことにより、すべての人が包み支え合う社会を実現していくことが、今まさに求められている。
- よって、すべての人の命、尊厳、生活を大切にし、未来の子どもたちが笑顔で安心して暮らすことができる平和を愛するまちとするために、市と市民が一体となって、すべての人が互いに認め支え合う「人間を大切にする」まちづくりの実現を目指し、たゆまぬ努力を傾けることを決意し、この条例を制定する。

目 的

- この条例は、あらゆる差別や偏見、暴力の存在しない「人間を大切にする」まちづくりの推進について、市長、市、市民の責務を明らかにするとともに、人権・平和の推進に関する基本的事項を定め、もって一人一人異なるすべての人が互いに認め支え合う社会の実現を図ることを目的とする。

基本原則

- 市は、「人間を大切にする」をまちづくりの基本理念として、人権・平和の尊重をあらゆる施策の根幹に掲げ、推進していくものとする。

市長の使命

○市長は、前に定める基本原則に基づき、市の施策の策定及び実施にあたっては、人権・平和を尊重するまちづくりの推進に努めなければならない。

市の責務

○市は、前に定める基本原則に基づき、一人一人異なるすべての人が互いに認め支え合う社会を実現するため、市政のあらゆる分野において必要な施策を積極的に推進するものとする。

○市は、人権・平和施策の推進にあたっては、市民、関係行政機関、関係団体等との連携を図るものとする。

○市は、差別や偏見、暴力の原因となる慣習及び社会制度について必要な調査を行い、改善に努めるものとする。

市民の責務

○市民は、人権・平和に関する市の施策に協力するとともに、家庭、地域、学校、職場等社会のあらゆる分野における差別や偏見、暴力をなくし、自らも人権侵害及び人権侵害を助長する行為をしないよう努めるものとする。

市民の権利

○市民は、良好な自然環境のもとで平和で健やかに生きる権利を有する。

○市民は、生まれながらにして一人一人が異なる存在として、地域社会の一員として自分らしく生活する権利を有する。

くにたち平和の日及びくにたち平和推進週間

○くにたち平和の日は、6月21日とする。

○くにたち平和推進週間は、6月21日から6月27日とする。

事業

市は、人権・平和を尊重するまちづくりについて、次に掲げる事業を実施するものとする。

- くにたち平和の日及びくにたち平和推進週間における人権・平和推進事業
- 人権・平和に関する意識の向上のための教育及び啓発事業
- 人権・平和に関する情報・資料の収集、保存及び提供
- 人権・平和に関する相談・支援体制の充実
- 人権・平和に関する国内及び国外の他の都市との交流
- 前に掲げるもののほか、この条例の目的の実現に資すること

委任

- この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。